

東日本大震災から4年目
仮設に住む26万人の願いは

早く仮設住宅を出て
安心できる住まいを得たい

復興は住宅の再建から

東日本大震災の被災実態に見合う支援制度の拡充が必要です!



40万人以上が被害を受けた未曾有の東日本大震災から丸3年が経過しましたが、いまだに26万人が仮設住宅で不自由な生活を強いられています。2014年度から災害公営住宅への入居や、宅地の整備、住宅再建がようやく進もうとしています。しかし、震災で財産・職を失った被災者が自力で生活再建することは容易ではありません。

「被災者生活再建支援法」は、1998年に制定され、住民の要望と運動により2回見直し・拡充されてきました。

2011年にも見直す予定でしたが東日本大震災が起り見直しに至っていません。被災者の1日でも早い生活再建が実現できるよう議論を復活させ、支援制度の拡充を求めましょう!!

支援金200万円の増額と居住確保のための支援を求める

支援金の最高額の引き上げ

支援金の支給額について200万円の増額を要望します。現在の基礎支援金100万円と住宅再建のための加算支援金200万円の支援金では自己資金として絶対的に不足しており、住宅再建をためらわざるを得ません。せめて加算支援金200万円を400万円に、200万円増額すれば住宅の自力再建のめどがつきやすくなります。

被災者1人1人の住宅再建が 復興をすすめます

地域への定住を促し、人口流出を防ぎ、コミュニティや、街づくりのためにも住宅再建が必要です。市町村の独自支援もありますが、財源確保がきびしく自治体間で格差が生じています。2014年～2015年にかけて、やっと仮設住宅から移転が始まろうとしています。支援金の引き上げは、住宅再建を行おうとする被災者の後押しになります。住宅への支援は街の復興にもつながります。



(取扱い団体)

事務局

宮城県労働者福祉協議会

〒980-0014 仙台市青葉区本町2-12-7 ハーネル仙台8F

TEL:022-223-2221 FAX:022-223-2239

署名締切

10月16日

被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める署名

東日本大震災から3年が経過しました。26万人もの被災者が今なお、応急仮設住宅やみなし仮設住宅に暮らしています。一日でも早く人間らしい住まいや生活空間を得て、この地域で安心して暮らすことが、被災者の最大の願いです。

住宅の再建は一人ひとりの被災者の生活再建のかなめであるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。住宅再建への支援は、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために、不可欠な公共性のある施策です。

被災者生活再建支援法は、2度の改正を経て全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが、東日本大震災の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、自宅再建や住宅確保が進みません。加えて、高齢者や生活困窮者など、自宅再建の難しい人もおり、東日本大震災の実情にあわせた支援策が必要になっています。

また、災害救助法が適用される大規模災害のほか、狭い範囲に甚大な被害をもたらす局地的なゲリラ豪雨や竜巻など、全国各地で頻発する自然災害に対して、国民が等しく救済の手を差し伸べられるような施策にすることも求められています。

2007年度に改正された際に、国会は4年後に制度の拡充に向けて見直すとする付帯意見を付しましたが、見直すはずだった2011年に東日本大震災が発生したため、議論はされたものの総合的な見直しは行われていません。

被災者生活再建支援法をはじめとした被災者生活再建支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

【請願項目】

1. 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の最高額を、少なくとも500万円に引き上げること
2. 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。
3. 当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。
4. 自宅再建の難しい被災者に対して、賃貸住宅への入居などに係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保のための支援策を実情にあわせて検討すること。

氏 名	住 所

※ ご記入いただいたお名前や住所などの個人情報は、署名提出以外の目的には使用しません。

取組団体：宮城県労働者福祉協議会